

## 和歌山市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 和歌山市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## ○経営戦略策定の背景

和歌山市の農業集落排水事業は平成6年度から事業を開始し、楠本地区は平成16年度に、東山東中部地区は平成12年度に、西山東南部地区は平成18年度に供用を開始しており、管渠整備は終了しています。

農業集落排水は、供用開始から10数年と比較的新しい施設で、計画汚水量は楠本地区が約200m<sup>3</sup>/日、東山東中部地区が約150m<sup>3</sup>/日、西山東南部地区が約130m<sup>3</sup>/日と小規模なものです。

また、本市は昭和60年をピークに人口減少が続いており、節水型社会等による社会経済要因を踏まえつつ、限られた財源の中で効率的な管理運営・更新等が求められています。住民のニーズや特性を踏まえ、当面は既存施設機能を最大限活用した運転管理対策や処理・通水能力を確保するための施設の機能向上対策を進めていく必要があります。

平成26年8月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定するよう要請がありました。経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画となります。今後の施設・設備更新を見通した投資等とその財源見通しを試算して、収支を均衡させるための「投資・財政計画」を通じて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが要請されています。

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

(平成27年度末現在)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年12月1日 (15年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	27.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	3処理区(東山東地区、楠本地区及び西山東地区)		
処理場数	3処理場 (東山東中部地区処理施設、楠本地区処理施設及び西山東南部地区処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道の使用料体系には、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。本事業は、定額制であり、使用料の積算は以下に基づいています。 基本使用料:2,462円に世帯員一人あたり540円を加算						
業務用使用料体系の概要・考え方	下水道の使用料体系には、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。本事業は、定額制であり、使用料の積算は以下に基づいています。 ①自治会館:4,924円 ②公衆便所:4,924円 ①及び②以外:基本使用料4,924円に使用人員一人につき540円を加算						
その他の使用料体系の概要・考え方							
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,082	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,074	円
	平成26年度	4,082	円		平成26年度	3,172	円
	平成27年度	4,082	円		平成27年度	3,200	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	2人(平成28年度現在)
事業運営組織	本市の農業集落排水事業は非適用事業のため、同じく非適用事業である公共下水道事業と漁業集落排水事業を併せて下水道部として運営されています。組織体制についても、他事業と兼務することにより、効率化を図っています。現在は、下水道管理課内に2名の職員を配置しています。 平成30年4月に公共下水道事業が法適化する予定ですが、集落排水事業は非適用で継続予定のため、今後の組織体制を現在、検討中です。平成28年4月より、下水道管理課内に集落排水班を設置しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	排水処理施設の運転管理、汚泥搬出及び検査分析業務と中継ポンプの維持管理業務を民間委託
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

## 2. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

社会基盤である下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の基本的な役割に加えて、災害時においても持続可能な下水道サービスを提供する必要があります。

和歌山市農業集落排水事業は、整備工事は終了しており、今後、水洗化率の多少の伸びは見込まれるものの人口減少により使用料収入の増加は見込めません。維持管理については、管理業務のほとんどを民間委託済みであり、経費削減の余地も乏しいことから、歳入不足分を一般会計からの繰入金により賄っている状況であり、今後も厳しい経営状態が続くことが見込まれます。

しかし、汚水の排除が目的であり、事業の廃止は難しいことから、今後策定を予定している適正化構想の内容を踏まえて、更新工事や老朽化対策、適正な使用料の検討などを行い、一般会計からの繰入金を出来る限り縮減していくことが求められています。

### 【基本方針】

使用料収入の確保(水洗化率の維持・向上)

維持管理経費の縮減に向けた取組み(包括的民間委託等)

長寿命化等による更新費用を適切に見込む

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

平成12年度に供用を開始し、平成18年度に面整備が終了しています。また、平成24年度に設備の機能診断を行いました。

現時点で、具体的な投資計画はありませんが、処理場及び中継ポンプの機械・電気設備は、耐用年数が10～15年程度とされており、今後改修や修繕が必要になることが予想されます。そこで、資本費平準化債の算定で使用されている処理場・ポンプ場の総合償却期間(処理場:25年、ポンプ場:24年)を更新・改築の年度、15年を越えて改築年度になるまでの間に1回の大型修繕経費が必要になると仮定して、収支計画に投資的経費を計上しています。また、今後、適正化整備構想を策定することを予定しており、この中でより具体的な投資計画が出てきた場合は、本計画を修正することとします。

管渠については、償却期間が長い(平準化債による償却期間:49年)ことから、通常の修繕経費で対応することとし、長寿命化計画等で具体的な整備計画が出てきた場合は、本計画を修正することとします。

#### ○更新改築の年度とその経費

【処理場】改築年度:初期投資の年度から25年目の年 経費:消費税の影響額加え初期投資の60%を計上

【ポンプ場】改築年度:初期投資の年度から24年目の年 経費:消費税の影響額を加え初期投資の90%を計上

#### ○大型修繕の年度とその経費

【処理場】修繕年度:初期投資の年度から20年目の年 経費:消費税の影響額を加え、初期投資の3%を計上

【ポンプ場】修繕年度:初期投資の年度から20年目の年 経費:消費税の影響額を加え、初期投資の5%を計上

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

#### 【使用料の見直し】

人口減少については、和歌山市人口ビジョンの推移を参考に減少率を見込んで使用料の減少要因としています。消費税増税分については、平成31年10月に8%→10%になると想定し、その増税分を反映しています。また、平成32年度に10%増の使用料改定を見込んでいます。

水洗化率については、類似団体平均まで水洗化率を向上させることを目標としています(類似団体平均になるまでは年1%増を目標としています。)

#### 【企業債・国庫補助金】

建設投資を①のとおり見込んでいることから、国庫補助金については、これまでの投資累積額における財源割合により推計し計上しました。面整備が終了していることから、受益者負担金はゼロとし、残りの財源は企業債で補填することとしています。

#### 【繰入金】

分流汚水に係る経費分と高資本費対策経費に係る基準内分は、収益的収支の歳入に適切に計上しています。収支が均衡しない差分については、基準外分として計上していますが、使用料の確保と維持管理経費の縮減に取組み可能な限り減らすよう努めていきます。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

消費税増税分については、平成31年10月に8%→10%になると想定し、その増税分を反映しています。

内閣府が中長期の経済財政に関する試算で使用している消費者物価指数と人口減少によって減少が見込まれる有収水量に影響する経費は、その影響率を見込んで経費の計上を行いました。また、①による大型の修繕経費を該当年度に計上し、施設の延命化を図ることとしています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後、農業集落排水事業の適正化整備構想を策定する予定であり、漁業集落排水事業と併せて包括的民間委託の検討を引続き行い、スケジュールや方針を検討していく。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	電力小売の自由化を受け、下水処理施設でも導入可能かどうかの検討を行います。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方について記載すること。 経営戦略の進捗管理は、各年度決算が確定した時点で行い、見直しについては5年ごとに行います。ただし、見直しが必要な事案が発生した場合は、5年によらず、見直しを行うこととします。
---------------------	--

収支計画

農業集落排水事業

(単位:千円,%)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(当初)										
収 益	1 総 収 入 (A)	69,336	69,425	69,458	69,365	69,519	69,287	69,211	70,804	70,679	70,791	71,403	70,538	68,722	68,102
	(1) 営 業 収 入 (B)	17,181	17,317	17,349	17,361	16,989	16,808	16,783	18,429	18,359	18,284	18,212	18,142	18,069	17,999
	ア 料 金 収 入	17,181	17,317	17,349	17,361	16,989	16,808	16,783	18,429	18,359	18,284	18,212	18,142	18,069	17,999
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 入 (D)	52,155	52,108	52,109	52,004	52,530	52,479	52,428	52,375	52,320	52,507	53,191	52,396	50,653	50,103
	ア 他 会 計 繰 入 金	52,144	52,097	52,007	52,002	52,530	52,479	52,428	52,375	52,320	52,507	53,191	52,396	50,653	50,103
	イ そ の 他	11	11	102	2										
	2 総 費 用 (E)	64,416	68,876	67,969	78,329	73,294	65,788	68,471	68,287	68,018	73,089	66,682	70,284	62,863	62,447
	(1) 営 業 費 用 (F)	49,311	54,515	54,367	65,502	61,260	54,570	58,086	58,752	59,351	65,065	58,822	63,086	56,143	56,376
ア 職 員 給 与 費	11,437	14,362	14,597	15,551	14,621	14,621	14,633	14,645	14,645	14,645	14,645	14,645	14,645	14,645	
イ そ の 他	37,874	40,153	39,770	49,951	46,639	39,949	43,453	44,107	44,706	50,420	44,177	48,441	41,498	41,731	
(2) 営 業 外 費 用 (G)	15,105	14,361	13,602	12,827	12,034	11,218	10,385	9,535	8,667	8,024	7,860	7,198	6,720	6,071	
ア 支 払 利 息	15,105	14,361	13,602	12,827	12,034	11,218	10,385	9,535	8,667	8,024	7,860	7,198	6,720	6,071	
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4,920	549	1,489	△ 8,964	△ 3,775	3,499	740	2,517	2,661	△ 2,298	4,721	254	5,859	5,655	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	34,385	39,500	39,320	50,548	46,730	40,272	43,864	42,937	92,679	187,183	61,209	126,755	64,733	114,744
	(1) 地 方 債 借 入 金									30,000	84,400	10,900	48,400	14,600	45,100
	(2) 他 会 計 補 助 金	34,385	39,500	39,277	50,523	46,730	40,272	43,864	42,937	43,728	49,554	43,420	47,801	40,902	41,195
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金									18,951	53,229	6,889	30,554	9,231	28,449
	(6) 工 事 負 担 金			43	25										
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	39,305	40,049	40,809	41,584	42,955	43,771	44,604	45,454	95,340	184,885	65,930	127,009	70,592	120,399
	(1) 建 設 改 良 費									49,019	137,679	17,820	79,031	23,878	73,585
イ そ の 他															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	39,305	40,049	40,809	41,584	42,955	43,771	44,604	45,454	46,321	47,206	48,110	47,978	46,714	46,814	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 4,920	△ 549	△ 1,489	8,964	3,775	△ 3,499	△ 740	△ 2,517	△ 2,661	2,298	△ 4,721	△ 254	△ 5,859	△ 5,655	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)															
積 立 金 (K)															
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)															
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)															
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)															
実 質 収 支 黒 字 (P)															
(N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )															
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	66.8	63.7	63.9	57.8	59.8	63.2	61.2	62.3	61.8	58.8	62.2	59.6	62.7	62.3	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	17,181	17,317	17,349	17,361	16,989	16,808	16,783	18,429	18,359	18,284	18,212	18,142	18,069	17,999	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	784,820	744,771	703,962	662,378	619,423	575,652	531,048	485,594	469,273	506,467	469,257	469,679	437,565	435,851	

○他会計繰入金

(単位:千円) 位:千円 位:千円 位:千円

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)											
収 益 的 収 支 分		52,144	52,097	52,007	52,002	52,530	52,479	52,428	52,375	52,320	52,507	53,191	52,396	50,653	50,103
	うち 基 準 内 繰 入 金	52,144	52,097	52,007	52,002	52,530	52,479	52,428	52,375	52,320	52,507	53,191	52,396	50,653	50,103
	うち 基 準 外 繰 入 金														
資 本 的 収 支 分		34,385	39,500	39,277	50,523	46,730	40,272	43,864	42,937	43,728	49,554	43,420	47,801	40,902	41,195
	うち 基 準 内 繰 入 金	2,266	2,313	2,361	2,409	2,459	2,510	2,561	2,614	2,668	2,723	2,779	2,780	2,781	2,782
	うち 基 準 外 繰 入 金	32,119	37,187	36,916	48,114	44,271	37,762	41,303	40,323	41,060	46,831	40,641	45,021	38,121	38,413
合 計		86,529	91,597	91,284	102,525	99,260	92,751	96,292	95,312	96,048	102,061	96,611	100,197	91,555	91,298